

住民投票（条例）制度について

1 住民投票条例を検討する背景

白岡町自治基本条例では、第9章（第19条）において、住民投票の実施及び住民投票に関して必要な事項の条例化について定められている。

また、附則において、住民投票に関する規定は、平成25年10月1日までの間において施行することとされている。

第9章 住民投票

（住民投票）

第19条 町長は、町政に関する重要事項について、町内に住所を有する者若しくは議会から請求があったとき又は住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施するものとする。

2 前項の住民投票の実施を請求する場合の要件、投票することができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（中略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第9章の規定は、平成25年10月1日までの間において規則で定める日から施行する。

このようなことから、町では、自治基本条例に基づき、平成25年10月1日までに住民投票条例を施行しなければならない。

2 住民投票条例について

住民投票には、地方自治法などの法律により制度化されているものと、市町村などの自治体が定める条例により行われるものがある。

また、その内容は、住民投票の対象事項や投票資格者の範囲の外、投開票の事務手続き等が規定されている。

(1) 法律により制度化されている住民投票

制度（根拠法令）	内 容
議会の解散請求 があったとき (地方自治法)	選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その他地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。

制度（根拠法令）	内 容
議員又は長の解職 請求があったとき （地方自治法）	選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その他地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員又は長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員又は長は失職する。
地方自治特別法に 関する住民投票 （日本国憲法）	ひとつの地方公共団体のみ適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ制定することはできない。

(2) 条例による住民投票

地方自治体の条例で定める住民投票は、住民の利害に関連を持つ行政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するために行われるもので、町長と議会の二代表制を補完するための制度である。

条例により定められる住民投票には、「個別型」と「常設型」の2種類がある。

① 個別型

住民意思の確認の必要性が生じた場合に、町長や議員の提案又は直接請求により、その案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するもの。

② 常設型

あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の要件などを定めた条例が常設され、条例に規定される住民投票の要件を満たした時は、いつでも投票が実施できるもの。

*** 自治基本条例では、常設型の住民投票条例の制定を求めている。**

(3) 常設型住民投票条例に定められる主な規定（他市町村の条例を参考）

既に制定されている他市町村の常設型の住民投票条例では、①投票の対象事項、②発案権者、③投票資格者の範囲、④投票の形式、⑤成立要件、⑥投票結果の取扱いなどが基本的な規定となっており、その他、公職選挙法に準じた投票開票の事務手続きも規定されている。

① 投票の対象事項

「市政運営上の重要事項」を対象とする条例が多いが、町の権限に属さない事項や法令により住民投票ができる事項、専ら特定の個人、地域に関する事項等については除外されている。

② 住民投票の発案権者

住民、議員、町長を発案権者とするものと、住民のみを発案権者とするものに分かれている。

③ 投票資格者の範囲

公職選挙法の有権者とするものの他に、投票資格の範囲を拡大し未成年や永住外国人にも範囲を拡大している条例もある。

④ 投票の形式

投票の選択肢を二者択一としている事例がほとんどである。

⑤ 投票の成立要件

住民投票の結果は尊重することになるため、投票の成立要件を定める条例が多くなっている。投票率が50%以上の場合に成立するという条例が多い。

⑥ 投票結果の取扱い

ほとんどの条例に規定があり、「議会及び町長は結果を尊重しなければならない。」という内容の規定となっている。